

○議長（吉田敏郎）

日程第5 議案第6号 開成町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、現業職員の定義を明確にするとともに、条例中の法律の条項を引用する規定を整理するため、開成町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することを提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、議案第6号の表紙を御覧ください。

議案第6号 開成町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりいただいて、2枚目の条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

開成町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

条例の制定趣旨について定める、第1条の改正でございます。条例において、地方公営企業等の労働関係に関する法律の条項を引用する規定を整理するもので、改正前の「第4項及び」を、改正後の「第5項において準用する」に改めるものでございます。また、現業職員の定義を明らかにするため、改正前の「一般職に属する現業に雇用される職員（以下「職員」という。）」を、改正後の「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「現業職員」という。）」に、明確な位置づけとして改めるものでございます。

条例第2条、第3条の改正は、第1条において略称規定を「職員」から「現業職員」に改めたことに伴う字句の改正でございます。本条例の改正につきましては、令和2年4月施行により、会計年度任用職員が創設されることに伴い、会計年度任用職員のうち、現業職員の給与を定める規則を制定することに合わせ、現業職員の定義を明確にしておくことが必要であるとの判断から、現業職員の給与等の基本的

事項を定める本条例において、現業職員の定義を行うものでございます。

なお、今回の条例の改正によって、実際の現業職員の位置づけ等に変更が生じるといったものではない、ということでございます。

附則でございます。この条例の施行期日を、会計年度任用職員制度を創設する地方公務員法の一部改正の施行期日にあわせて、令和2年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第6号 開成町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。